

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
平成16年11月4日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成16年4月28日付けで貴職から受けた、「措置入院に関わる書類」の一部開示決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

さいたま市長が、さいたま市個人情報保護条例第18条第1項の規定により、「措置入院に関わる書類」を一部開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づき、さいたま市長（以下「実施機関」という。）に対し、「措置入院に関わる書類」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政情報として、以下(1)から(3)まで（以下「本件対象個人情報」という。）を特定した。
 - (1) 警察署長からの精神障害者発見通報書（以下「通報書」という。）
 - (2) 措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票（以下「事前調査票及び移送記録票」という。）
 - (3) 措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）
- 3 実施機関は、平成16年2月20日付け保保所地収第2334号により、本件対象個人情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成16年3月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件処分について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示された書類は、全部でたらめな文書である。
- (2) 不当な身体拘束を受けたことを訴えたいので、不開示とされている部分を開示してもらわないと、全体の拘束された時のやり取りの事実が理解できない。
- (3) 不開示とされている部分が不適法であり、本件対象個人情報の全てを開示して欲しい。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不開示理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

1 通報書中の「症状の概要」欄中の通報に至る経過・根拠

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第24条に基づく警察官の通報であり、警察官として職務上知り得た情報、所見、判断等から構成されている。一般に開示が前提となれば、被通報者（以下、警察官の法第24条による通報の対象となった者を、単に「被通報者」という。）に通報書の記載内容を説明しなければならない場合の困難さを懸念し、また、予期しない様々な問題に巻き込まれることを恐れる関係者から情報提供等の協力を得られなくなる可能性があり、市民からの警察への申出、通報等が消極的になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすことになり、ひいては、警察官の通報の実施の適正かつ円滑な執行に著しい支障を生じるおそれがあり、条例第14条第5号（事務事業執行情報）に該当する。
- (2) 通報の根拠となった異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等を含めて構成されている。開示することにより、通報書に記載された内容の真意や詳細等を確認するため、異議申立人の周辺の個人の日常生活に影響を及ぼすような追求等がなされることが考えられ、異議申立人がこれらの個人と認識の相違から一般的にその判断に納得せず、両者間に紛争が発生することも考えられ、人の生命、健康、生活または財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、異議

申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第7号（公共の安全と秩序の維持に関する情報）及び条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

- (3) 異議申立人についての警察官の専門的な評価や判断が含まれている。これらの情報は、被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることを前提に作成された場合、被通報者に通報書の記載内容を説明しなければならない場合の困難さを懸念し、警察官が正確な判断、評価を記録できなくなり、警察官の通報を受理した保健所長が被通報者に対して行う調査、判断が適切にできなくなるおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当する。

2 事前調査票及び移送記録票

(1) 事前調査票中の「職員氏名」欄

警察官の通報を受けて、事前調査にあたった市職員の氏名が記載されており、開示することにより、被通報者が事前調査の内容に認識の相違から納得せず、事前調査に関わった市職員に対して個人的に不信感を募らせることが予想され、市職員のプライバシーや私生活等の権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

(2) 事前調査票中の「調査時の状況」欄中の関係者から聴取した内容

- ① 異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等を含めて構成されている。開示することにより、通報書に記載された内容の真意や詳細等を確認するため、異議申立人の周辺の個人の日常生活に影響を及ぼすような追求等がなされることが考えられ、異議申立人がこれらの個人と認識の相違から一般的にその判断に納得せず、両者間に紛争が発生することも考えられ、人の生命、健康、生活または財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第7号（公共の安全と秩序の維持に関する情報）及び条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。
- ② 警察官として職務上知り得た情報等から構成されている。開示が前提となれば、予期しない様々な問題に巻き込まれることを恐れる関係者から情報提供等の協力を得られなくなる可能性があり、市民からの警察への申出、通報等が消極的になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすことになり、ひいては、警察官の通報の実施の適正かつ円滑な執行に著しい支障を生じるおそれがあり、条例第14条第5号（事務事業執行情報）に該当する。
- ③ 異議申立人についての警察官の専門的な評価や判断が含まれている。

これらの情報は、被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることを前提に作成された場合、被通報者に通報書の記載内容を説明しなければならない場合の困難さを懸念し、警察官が正確な判断、評価を記録できなくなり、警察官の通報を受理した保健所長が行う調査、判断が適切にできなくなるおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当する。

(3) 事前調査票中の「調査時の状況」欄中の担当者の判断、評価に関わる部分

事前調査にあたった市職員の判断や評価が記載されている。また、保健所長はこれらの情報を基にして精神保健診察の要否を決定している。これらの情報は、被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることを前提に作成された場合、担当者が正確な判断、判定を記録できなくなる。保健所長がこの事前調査に基づいて行う精神保健診察の要否等の判断も正確になし得なくなる等、今後の当該業務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当する。

(4) 事前調査票中の「理由」欄

事前調査の総合判定として「措置入院に関する診察が必要」とした理由を記述するものであり、被通報者に係る評価、判定等が記載されている。保健所長はこれらの情報を基にして精神保健の要否を決定している。これらの情報は、被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることを前提に作成された場合、担当者が正確な判断、判定を記録できなくなる。保健所長がこの事前調査に基づいて行う精神保健診察の要否等の判断も正確になし得なくなる等、今後の当該業務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当する。

(5) 事前調査票中の「生活歴」欄中の関係者から聴取した内容

異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等を含めて構成されている。開示することにより、通報書に記載された内容の真意や詳細等を確認するため、異議申立人の周辺の個人の日常生活に影響を及ぼすような追求等がなされることが考えられ、また、異議申立人が、これらの個人と記載内容に関する認識の違いから対立し、両者間に紛争が発生することも考えられ、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

(6) 移送記録票中の「タクシー利用の場合」欄中の事業者名

市から依頼を受け異議申立人の移送にあたったタクシー事業者名が記載されている。移送は市からの依頼により事業者が行ったものであるが、

認識の相違から移送に関わった事業者に対しても個人的に不信感を募らせることが予想され、開示すると事業者の事業活動上の正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

(7) 移送記録票中の「移送同行者」欄の氏名及び「記録者の氏名」欄の氏名

移送に同行した市職員の氏名及び移送記録票を作成した市職員の氏名が記載されている。移送の同行及び移送記録票の作成は市職員が職務として行ったものであるが、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察のための移送が必要と判断された被通報者が、認識の相違から納得せず、移送に同行した市職員及び移送記録票を作成した市職員に対し個人的に不信感を募らせることが予想され、開示すると市職員のプライバシーや私生活等の正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

3 診断書

(1) 「病名」欄中の「1主たる精神障害者」欄

異議申立人の診断名が記載されている。指定医の診察は措置入院の要否を判断するものであり、被通報者に開示することを前提に作成された場合、指定医が正確な診断を記録できなくなり、今後の業務の適正な遂行を困難にするおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当にする。

(2) 「生活歴及び現病歴」欄中の関係者から聴取した内容

① 通報書による異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等を参考に、市職員が陳述した内容から構成されている。開示することにより、通報書に記載された内容の真意や詳細等を確認するため、異議申立人の周辺の個人の日常生活に影響を及ぼすような追求等がなされることが考えられ、また、異議申立人が、これらの個人と記載内容に関する認識の違いから対立し、両者間に紛争が発生することも考えられ、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

② 異議申立人についての指定医の診断に関する内容が記載されている。指定医の診察は措置入院の要否を判断するものであり、被通報者に開示することを前提に作成された場合、指定医が正確な診断を記録できなくなり、今後の業務の適正な遂行を困難にするおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当にする。

(3) 「問題行動」欄中の該当部分、「現在の病状又は状態像」欄中の該当部分及び「診察時の特記事項」欄

異議申立人についての指定医の診断に関する内容が記載されている。指定医の診察は措置入院の要否を判断するものであり、被通報者に開示することを前提に作成された場合、指定医が正確な診断を記録できなくなり、今後の業務の適正な遂行を困難にするおそれがあり、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当にする。

(4) 「精神保健指定医氏名 署名」欄中の指定医氏名

保健所長より診察命令を受け、市職員として精神保健診察にあたった指定医の氏名が記載されている。指定医の診察を受けることになった被通報者が、診断の根拠について指定医に個人的に説明を求める可能性が考えられ、指定医が認識を異にする被通報者に診断の根拠などについて納得のいくよう説明することは著しく困難である。認識の相違から、指定医に対し個人的にも不信感を募らせることが予想され、開示すると指定医のプライバシーや私生活等の正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

(5) 「さいたま市における記載欄」中の職員氏名

指定医の診察に立ち会った市職員の氏名が記載されている。精神保健福祉法第27条第3項により指定医の診察を行うときは、市職員が立ち会わなければならない。診察の立会いは市職員が職務として行ったものであるが、指定医の診察を受けることになった被通報者が、認識の相違から納得せず、診察に立ち会った市職員に対し個人的に不信感を募らせることが予想され、開示すると市職員のプライバシーや私生活等の正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当する。

第5 審査会の判断の理由

1 条例における個人情報開示の仕組みについて

条例第1条は、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする」と定めている。

そして、条例第12条第1項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる」と定めている。

条例第14条は、柱書きで「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」とい

う。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない」と規定し、第1号から第7号まで不開示情報を定めている。不開示情報に該当するときは、実施機関が開示義務はなく、実施機関は当該個人情報を不開示とすることができることとされている。

本件において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に条例第14条に定められた不開示情報に当たる部分があると判断して、その部分を黒塗りして、本件一部開示決定を行ったものである。

したがって、実施機関が行った本件一部開示決定が妥当か否かを審査するにあたっては、本件不開示情報、すなわち黒塗り部分が、条例第14条の各号のいずれに該当するのかを判断すべきことになる。そこで、以下では不開示情報ごとに条例第14条のいずれの号に該当するかを検討する。

2 通報書中の「症伏の概要」欄中の一部不開示について

(1) 実施機関は、当該不開示情報が、条例第14条第5号（事務事業執行情報）、第7号（公共の安全と秩序の維持に関する情報）、第2号ア（第三者情報）、第3号（個人評価情報）のいずれにも該当すると主張する。

(2) 条例第14条第2号ア（第三者情報）該当性

条例第14条第2号アは、開示請求者以外の者に関する情報であって、「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と定めている。これは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護することを目的とするものである。当該不開示情報は、異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等を含めて構成されており、開示請求者以外の者に関する情報と認められる。次に、これらの情報を開示することになれば、通報書に記載された内容の真意や詳細等を確認するため、異議申立人の周辺の個人の日常生活に影響を及ぼすような追及等がなされ、異議申立人とその周辺の個人との間で紛争が発生する可能性は否定できない。よって、当該不開示情報は「開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」と認められる。

(3) 条例第14条第3号（個人評価情報）該当性

条例第14条第3号は、「個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるもの」を不開示情報と定めている。これは、個人の評価、診断、判定等を伴う事務の中には、これらの実施者が、本人に知られることを予期していないものや、本人に知られないことを前提として実施しているものがあり、これらの情報

を開示すると、本人に悪影響を及ぼしたり、実施者と本人との信頼関係を損なったり、実施者が正確な情報を記録できなくなったりして、それらの事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるため、不開示とされたものである。

当該不開示情報には、異議申立人について精神保健福祉法第24条の要件である「精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認められた理由となる事実関係が記載されているところ、それは条例第14条第3号にいう「個人の評価に関する事務事業に係る情報」と認められる。そして、本件個人情報、被通報者に開示しないことを前提に記載されたものであり、今後開示されることを前提に記載されることになれば、被通報者に通報書の記載内容を説明しなければならない場合の困難さを懸念し、警察官が判断、評価（その過程を含む）をありのまま記録できなくなり、さらに通報を受理した保健所長が被通報者に対して行う調査、判断が適切にできなくなるおそれがあり、事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあると認められる。

よって、当該不開示情報は条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる。

(4) 条例第14条第5号（事務事業執行情報）該当性

条例第14条第5号は、「市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。本号は「次に掲げるもの」としてアからエまでを掲げているが、これは典型的なものの例示であり、アからエに当たらなくとも「事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があれば、不開示情報と認められる。

前記のとおり、条例第14条第3号は、「個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるもの」を不開示情報と定めているのであって、条例第14条第3号は、同条第5号の特殊分野の事務事業に関する規定と解することができる。よって、当審査会は、当該不開示情報が条例第14条第3号に該当すると判断するので、条例第14条第5号の該当性を論ずる必要はないと考える。

(5) 条例第14条第7号（公共の安全と秩序の維持に関する情報）該当性

条例第14条第7号は、「開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそ

れがある情報」を不開示情報と定めている。その「その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」という文言は、解釈の仕方によっては不開示の範囲を広汎にしすぎ、開示請求者側の自己情報の開示を求める権利を侵害するおそれがある。したがって、その解釈は慎重に行うべきであり、まずは条例第14条の第1号から第6号までに該当するか否かを判断し、いずれにも該当しない場合に、それでも条例第14条第7号に該当する事実があると認められる場合に不開示を認めるものと解すべきである。したがって、当審査会は、上記のとおり、当該不開示情報は条例第14条第2号ア及び同条第3号に該当すると判断するので、本号の該当性を論ずるまでの必要はないと考える。

3 事前調査票及び移送記録票の一部不開示について

(1) 事前調査票中の「職員氏名」欄の不開示について

事前調査票の職員氏名欄には、精神保健福祉法第24条に基づく警察官通報を受けて、事前調査にあたった市職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる。事前調査は市職員が公務として行ったものであるが、氏名を開示すると、自傷他害のおそれ及び精神障害のおそれありと通報された被通報者が、認識の相違から納得せず、事前調査に関わった市職員に対して個人的に不信感を募らせ、市職員のプライバシーや私生活等の正当な権利利益を害するおそれがある。よって、市職員氏名は、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当するものと認められる。

(2) 事前調査票中の「調査時の状況」欄の一部不開示について

この欄には、通報書中の「症伏の概要」欄中の不開示部分と同一内容の部分及び警察官から補足として聴取した内容を記載した部分および担当者の判断、評価に関わる部分がある。

通報書中の「症伏の概要」欄中の不開示部分と同一内容の部分及び警察官から補足として聴取した内容を記載した部分は、異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等を含んでいる点で、条例第14条第2号ア（第三者情報）に、警察官が自傷他害及び精神傷害のおそれがあると判断する根拠を含んでいる点で条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる（前記第5、2、(2)及び(3)で述べたところと同じ趣旨である）。

また、担当者の判断、評価に関わる部分は、事前調査にあたった市職員の判断や評価が記載されている。これらの情報は、被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることを前提に作成された場合、担当者が正確な判断、評価を記録できなくなり、ひいては、

保健所長がこの事前調査に基づいて行う精神保健診察の要否等の判断も正確になし得なくなる等、今後の当該業務の適正な執行に著しい文障が生ずるおそれがあると認められる。よって、担当者の判断、評価に関わる部分も、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる。

(3) 事前調査票中の「理由」欄の不開示について

この欄には、事前調査の総合判定として「措置入院に関する診察が必要」とした理由が記載されており、条例第14条第3号の「個人の評価に関する事務事業に係る情報」と認められる。そして、これらの情報は、被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることを前提に作成された場合、担当者が正確な判断、判定を記録できなくなり、保健所長がこの事前調査に基づいて行う精神保健診察の要否等の判断も正確になし得なくなる等、今後の当該業務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。よって、当該不開示情報は条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる

(4) 事前調査票中の「生活歴」欄中の一部不開示について

当該不開示部分には、異議申立人の周辺の個人の意見、陳述が記載されており、その点で、条例第14条第2号ア（第三者情報）に、該当すると認められる（前記第5、2、(2)で述べたところと同じ趣旨である）。

(5) 移送記録票中の「タクシー利用の場合」欄中の事業者名の不開示について

当該不開示部分には、市から依頼を受け異議申立人の移送にあつたタクシー事業者名が記載されており、特定の事業者を識別することができる。移送は市からの依頼により事業者が行つたものであるが、指定医の診察のための移送が必要と判断された被通報者が、認識の相違から移送にかかわつた事業者に対して個人的に不信感を募らせることも考えられ、開示すると事業者の事業活動上の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当すると認められる。

(6) 移送記録票中の「移送同行者」欄の氏名の不開示について

不開示部分には、移送に同行した市職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる。当該不開示情報は、前記第5、3、(1)で述べたところと同一の趣旨で、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当すると認められる。

(7) 移送記録票中の「記録者の氏名」欄の氏名の不開示について

不開示部分には、移送に同行し、移送記録票を作成した市職員の氏名

が記載されており、特定の個人を識別することができる。当該不開示情報は、前記第5、3、(1)で述べたところと同一の趣旨で、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当すると認められる。

4 診断書中の一部不開示について

(1) 「病名」欄の「1主たる精神障害」欄の不開示について

不開示の部分には、異議申立人の診断名が記載されており、条例第14条第3号にいう「個人の診断に関する事務事業に係る情報」に当たる。そして、指定医の診察は措置入院の要否を判断するものであり、被通報者に診断名等を告知するものではないところ、当該不開示情報は被通報者に開示しないことを前提に作成されたものであり、開示されることになれば、被通報者から説明を求められる可能性が考えられ、指定医が認識を異にする被通報者に診断の根拠などについて納得のいくよう説明することは著しく困難である。したがって、開示されることを前提に作成された場合、指定医が正確な診断を記録できなくなる可能性があり、開示することにより、今後の当該業務の適正な遂行を困難にするおそれがあると認められる。よって、当該不開示情報は、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる。

(2) 「生活歴及び現病歴」欄中の一部不開示について

不開示部分には、異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等が記載されている部分と指定医の評価、診断が記載されている部分がある。異議申立人の周辺の個人の意見、陳述等が記載されている部分は、前記第4、2、(2)で述べたところと同じ趣旨で、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当すると認められる。

また、指定医の評価、診断が記載されている部分は、前記第5、4、(1)で述べたところと同じ趣旨で、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる。

(3) 「問題行動」欄、「現在の病状又は状態像」欄中の一部不開示について

不開示部分には、指定医の評価、診断が記載されており、前記第5、4、(1)で述べたところと同じ趣旨で、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる。

(4) 「診察時の特記事項」欄の不開示について

不開示部分には、異議申立人についての指定医の診断に関する内容が記載されており、前記第5、4、(1)で述べたところと同じ趣旨で、条例第14条第3号（個人評価情報）に該当すると認められる。

(5) 「精神保健指定医氏名 署名」欄の不開示について

この部分には、保健所長より診察命令を受け、市職員として精神保健

診察にあたった指定医の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる。この情報を開示すると、指定医の診察の必要があるとして診察を受けることになった被通報者が、診断の根拠について指定医に個人的に説明を求める可能性が考えられ、指定医が認識を異にする被通報者に診断の根拠などについて納得のいくように説明することは著しく困難である。認識の相違から、指定医に対し個人的にも不信感を募らせることが予想され、開示すると指定医のプライバシーや私生活等の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該不開示情報は条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当すると認められる。

(6) 「さいたま市における記載欄」中の職員氏名の不開示について

不開示部分には、法第27条第3項により指定の診察に立ち会った市の職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別できるところ、前記第5、3、(1)で述べたところと同一の趣旨で、条例第14条第2号ア（第三者情報）に該当すると認められる。

5 よって、本件異議申立てに対して、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------------|
| ① | 平成16年 4月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同 年 5月20日 | 審議 |
| ③ | 同 年 5月26日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ④ | 同 年 6月17日 | 審議 |
| ⑤ | 同 年 6月23日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| ⑥ | 同 年 7月15日 | 審議 |
| ⑦ | 同 年 8月19日 | 異議申立人及び実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑧ | 同 年 9月16日 | 審議 |
| ⑨ | 同 年 10月21日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------|------|-------|
| 委員 | 荒木直人 | 弁護士 |
| 会長 | 小池保夫 | 大学教授 |
| 委員 | 小室大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 鈴木久義 | 弁護士 |
| 委員 | 満木祐子 | 弁護士 |

(五十音順)